

社会福祉法人島根県社会福祉事業団 一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法関係)

平成 31 年 3 月 5 日  
社会福祉法人  
島根県社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることを可能にし、働きやすい環境をつくることによ  
って、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1 計画期間 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの  
2 年間

2 内 容

**【目標 1】 仕事と子育ての両立を支援する制度の見直し**

<取組内容>

- ・平成 31 (2019) 年度 各種制度の点検・見直し

仕事と子育ての両立を支援するための各種制度については、一定程度充実してい  
るものの、「制度内容がよくわからない。」「制度の中には利用しにくいものがある。」  
との声も聞かれる。そこで、各種制度の点検を実施し、職員の意見を十分に踏まえ  
ながら、より利用しやすい制度への見直しを検討する。

- ・平成 32 (2020) 年度 制度の導入

平成 31 (2019) 年度の検討結果を踏まえ、制度を導入し、職員に周知を行う。

**【目標 2】 インターンシップの受入れ促進**

<取組内容>

- ・平成 31 (2019) 年度 インターンシップの本実施

次世代を担う学生の将来のキャリア形成に役立つような就業体験を行うことを  
目的として、平成 30 (2018) 年度からインターンシップの試行を実施している。  
平成 30 (2018) 年度の試行結果を踏まえ、学生のニーズに即したプログラムに見  
直すとともに、より多くの学生に周知を図ることにより、夏期及び春期でそれぞれ  
2 名以上の学生を受け入れる。

- ・平成 32 (2020) 年度 インターンシップの継続実施

引き続き、夏期及び春期でそれぞれ 2 名以上の学生を受け入れる。

社会福祉法人島根県社会福祉事業団 一般事業主行動計画  
(女性活躍推進法関係)

平成 31 年 3 月 5 日  
社会福祉法人  
島根県社会福祉事業団

女性の応募者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの  
2 年間

2 当法人の課題

平成 30 (2018) 年度に「えるぼし認定」を受けたところであるが、認定条件のうち「管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること」がクリアできていない状況である。正規職員に占める女性の割合は 54.3%、また勤続年数も女性の方が男性より 2.8 年長いにもかかわらず、女性の管理職の割合は 36.7%にとどまっている。

3 目標

管理職（課長級以上）に占める女性の割合を 43.4%以上にする。
----------------------------------

<取組内容>

・平成 31 (2019) 年度 係長級職員のマネジメント力の向上

次期管理職の立場である係長級職員に対し、自己のマネジメント力の評価及び部下へのマネジメント手法等について研修を実施し、管理職としての能力向上を図る。また、指導的立場の職員のリーダーとしての自信を深めることで、管理職の仕事に魅力とやりがいを感じてもらえるようにする。

・平成 32 (2020) 年度 係長級職員のマネジメント力の向上の継続実施

前年度の研修を踏まえ、より効果的な研修内容に見直すことにより、係長級職員の更なるマネジメント能力の向上を図るとともに、管理職に魅力とやりがいを感じてもらい、女性の昇進意欲を高める。